

軍事秘

規則第七十一條

用濟後盾却番號理

20 部ノ内

2 號

昭和十九年十一月六日
第十陸軍技術研究所調製

四式二翼螺旋逐艇仕様書(案)

1625

2

四式二型驅逐艇仕様書目次

第一章 總則

第二章 製造主要條件

第三章 構造及機裝

第一節 船體部

第二節 機關部

第三節 電氣部

第四節 兵器

第五章 其他

第六章 檢查

第七章 附表第一 機裝品明細表

第八章 附表第二 處品及予備品表

1626

3

四式二型艦逐艇仕様書

第一章 總則

第一條 四式一型驅逐艦（以下本艇ト稱ス）ノ目的及用途（省略）

第二條 本艇ハ本仕様書及添附圖面ニ依リテ之ヲ製造シ其ノ工事ハ官ノ指揮、監督及検査ヲ受ケテ之ヲ實施スルモノトス

第三條 本艇及仕様書並ニ圖面ハ之ヲ複寫、模寫シ又ハ關係者以外ニ展覽スルコトヲ許ナス。

製造者ハ工事中ノ秘密保持ニ關シ其ノ責ニ任ズルモノトス

第四條 本艇工事用トシテ貸與セル仕様書及圖面ハ工事完成引渡ノ際同時ニ之ヲ返却スルモノトス

第五條 本仕様書及圖面ニ明示シアラザル事項並ニ工事上變更スルヲ有利ト認ムル事項ハ速々之ヲ官ニ連絡シ其ノ承認ヲ受ケタル後工事ヲ實施スルモノトス

第二章 製造主要條件

第六條 本艇于具備セシムベキ主要諸元左ノ如シ

全長〔垂線間〕

一八六〇〇

最大幅（外板ノ外面ヨリ外面迄）

四米三〇〇

深サ（中央部竜骨下面ヨリ舷側ニ於ケル甲板上面迄）二米〇〇〇

主機械

船用化九七式六五〇馬力發動機

二基

第七條 本艇ノ各部守法ハ貸與圖面ニ據ルモノトス

第八條 本艇ノ製造ハ可及的ニ重量ノ輕減ヲ顧慮シテ之ヲ實施スルモノトス

第九條 本艇ニ使用スル木材ハ凡テ有害ナル節瘤、裂疵等ヲ有セス且ツ十分乾燥セル良

材トス 特ニ船体構造ニ「のり」ヲ用フルヲ以テ木材ノ乾燥ヲ十分ナラシムルヲ要ス

第十條 本艇ニ使用スル合板ハ檪、又ハ檜製等ノ耐水性「ベニア」トシ不良品ヲ使用セザルモノトス但官ノ許可セル場合ニ於テハ特ニ針葉樹製「ベニア」ヲモ使用スルコトヲ得

第十一條 本艇ニ使用スル「のり」ハ總テ尿素系合成樹脂膠着劑トス

第十二條 本艇製造ニ必要ナル艤裝品ハ附表第一ノ通りトス

第十三條 本艇ニ備フベキ擧品及予備品ハ附表第二ノ通りトス

第十四條 本艇製造ニ必要ナル官給品ハ別冊ノ通りトス

第十五條 官給以外ノ金具及索具類ハ左記規格ニ合格セルモノトス

1 錫 鋼 材

J E S 第五號第三種（抗張力四四一五〇磅／²耗）

但シ特記セルモノヲ除ク

2 鋼 索

J E S 第一〇四號

3 マニラ索 J E S 第一〇五號特別索

第十六條 製造者ハ工事實施前予メ工事予定表ヲ提出シ官ノ承認ヲ受ケタル後着手スルキ

ノトス

第三章 構造及儀裝

第十七條 本艇ハ船体部、機關部、電氣部及兵裝ヨリ成リ其ノ一般構造及配置ヲ別圖ノ通

リトス

第一節 船 体 部

第十八條 船体構造及儀裝ハ別圖ニ據ルノ外以下各條ニ據リ之ヲ施工スルモノトス

第十九條 一般施工法

1 船体各部ノ固着ハ特ニ入念ニ施工シ木材ノ接合部ハ特記セザル個所ト雖モ凡テ「の

り」ヲ用フルモノトス

2 諸綱通材ノ接手ハ之ヲ肋骨上ニ置キ相互ニ十分ニ避距スルモノトス 又其ノ接手ハ

爲シ得ル限り中央部約五米間ニ之ヲ設置セザルモノトス

3 諸縦通材、外板及甲板ハ各々予メ之ヲ接合シ置クモノトス

但シ全長ニ亘リ接合シ置クコト困難ナル場合ハ中央部半延長間以外ニ於テ適當ニ避距シ現場接合ヲ實施スルモノトス

第二十條 艇材

檣又ハ檣ヲ使用スルモノトシ^ワヨリ前方ヲ外板ニ依リ、船材ヲ包ム構造トナスモノトス

第二十一條 龍骨

檣止ムヲ得サレハ檣ヲ使用スルモノトシ一材合セトス

上材ニ檣ヲ使用スル場合ハ其ノ断面積二〇を増加スルモノトス

下材ハ整形材トシ檣ヲ使用スル場合モ断面積ヲ増加スル要ナキモノトス

又上下材ハ全長ヲ通ジニ乃至三材接トシ上下材ノ接手ヲ十分避距スルモノトス

第二十二條 肋骨及梁

檣又ハ檣樹ヲ使用スルモノトシ梁矢ヲ附セザルモノトス

船縁部、稜角部及龍骨部ニハ各々圖示ノ如ク「ベニア」或時板ヲ兩面ヨリ「のり」及敷釘ヲ以テ取付クモノトス

肘板ノ板取りハ「ベニア」表面板ノ木目ヲ其ノ底邊ニ平行セシムル如ク實施スルモノトス
船底及船側下部ハ全長ニ亘リ肋骨ト同板トノ間ニ埋木（杉又ハ桧）ヲ實施スルモノトス

肋骨心巨ハ^{F27}以前ヲ四〇〇粂、以後ヲ六〇〇粂トスルモノトス

（註）圖示ノ肋骨心巨ハ總テ肋骨後面ヲ以テ示シアリ。但シ戸立ハ外板外面ヲ以テ示ス。

第二十三條 隔壁

肋骨枠及防撓材ハ予メ之ヲ組立テ直キ隔壁板ハ庭内諸工事略々完了後取付ケルモノトス
縦通材及同板ノ貫通ニシテ部分ハ十分水密ニ注意スルモノトス

砲下部隔壁ニハ砲支筒ヲ設クルモノトス。本隔壁ハ發砲時ニ於ケル振動ヲ考慮シ特ニ固着及水密ニ注意スルモノトス

第二十四條 外板及甲板

大耗「ベニア」二枚張トシ底部外板ノミ三枚張トス

内板及外板ハ予メ之ヲ接合シ接合面ニ「のり」ヲ用ヒ適當ニ壓縮スルモノトス。打込釘ヲ用ヒテ壓縮スル場合ハ爲シ得ル限り均一ニ與壓シ得ル如ク釘ヲ配直シ「のり」ノ硬化後之ヲ拔取り釘孔ニ「のり」ヲ附シタル埋木ヲ挿入スルモノトス。現場接合ヲ實施スル外板及甲板モ亦上記要領ニ準ジ施工スルモノトス。

船外板ハ治具上ニ於テ之ヲ接合スルモノトス。

外板及甲板ヨリ打込ム釘ハ絶対ニ其ノ頭ヲ埋込マザルモノトス。

甲板上面ハ「ベンキ」ニテ六號帆布又張リ適當ニ打込釘ヲ用フルモノトス
第二十五條 戸立

施工法ハ隔壁ニ準ズルモノトス 但シ龍骨、縦通材等トノ固着ニ鋼板製肘板ヲ使用スルモノトス

第二十六條 梁壓材及舷側厚板

櫛止ムヲ得サレハ檣又ハ柵ヲ使用スルモノトシ圖示ノ如クニ材ヲ固着シテL型トシ其ノ接合部ヲ特ニ入念ニ施工スルモノトス

檣又ハ柵ヲ使用スル場合ハ其ノ最大幅ヲ一四〇純トスルモノトス

第二十七條 外部腰板及底部腰板

施工法及材料ハ前條ニ準ス 但シ特ニ入念ニ施工スルモノトス

第二十八條 稜角材

櫛ヲ使用スルモノトシ船体全長ヲ通ジテ之ヲ設クルモノトス

接手ヲ肋骨上ニ置キニ五〇純平面嵌接トシ四本ノ敲釘ニテ固着スルモノトス

第二十九條 龍骨翼板

施工法及材料ハ第二十六條三準ズ 但シ其ノ接合面ヲ「のり」着ラ特ニ入念ニ施工シ
其ノ接手ヲ龍骨接手附近ニ置カザルモノトス

第三十條 目板

櫛止ムヲ得サレハ赤松ヲ使用スルモノトシ全長ヲ通ジ四接以内トス
目板前端ハ船首材ト經六耗長サ六〇耗ノ捻釘ヲ以テ捻着シ又梁壓材、舷側厚板、外部及
底部腰板並ニ龍骨翼板ト長サ約五〇耗ノ嵌接ヲ以テ接合シ接合部ニ「のり」ヲ用ヒ且經
四耗ノ敲釘一本ヲ以テ敲着スルモノトス

目板後端ハ戸立補強板ニ經四耗ノ敲釘二本ヲ以テ敲着スルモノトス

第三十一條 甲板下縦通材

櫛止ムヲ得サレハ檜ヲ使用スルモノトシ全長ヲ通ジ三接以内トス

本材ノ前端ヲ隔壁ニ後端ヲ戸立ノ防撓材ニ取付ケ梁間ニ於テ目板トノ間ニ杉、檜等ノ
柔材ヲ埋木スルモノトス 埋木ハ其ノ上下面ニ「ベンキ」ヲ用ヒ梁ノ前後ニ於テ徑一〇
耗螺釘各一本ニ依リ之ヲ螺着スルモノトス

本材ノ接手ハ其ノ部ノ厚サノ六倍ニ相當スル長サノ平面接接(堅)トシ「のり」及敲釘

四本ヲ以テ接着スルモノトス

第三十二條 船底縦通材

全長ヲ通ジ三接以内トシ内側ノモノヲヨリ外側ノモノヲヨリ戸立迄設置スルモノトス

材料及施工法ハ前條ニ準ズ但シ接手ニ敲釘五本ヲ使用スルモノトス

第三十三條 「コーミング」

檣又ハ桟樹ヲ使用スルモノトシ梓ヲ用ヒ甲板ニ固着スルモノトス

前後端「コーミング」ハ梁ニ敲着シ舷側「コーミング」ハ兩端ニ於テ前後「コーミング」

ト鋼製肘板ヲ以テ敲着スルモノトス

第三十四條 半梁

操舵室、機械室及油槽室ノ「コーミング」ニ設クル半梁ハ其ノ端末ヲ「コーミング」ノ肘板ヲ以テ敲着スルモノトス

第三十五條 水返材

二材合セトス 内側ノモノヘ子メニラ接合シ置キ「のり」ヲ以テ棱角部ニ取付シナシ

トス

其ノ接手ノ施工法ハ目板ニ準ズ。外側ノモノハ其ノ接手ニ「ベンキ」ヲ用ヒ三本ハ固着
釘ヲ以テ釘着スルモノトス。内側材ト外側材トノ接面ニモ亦「ベンキ」ヲ用フルモノト。

ス

第三十六條　止材

甲板舷側ニ置キ固着釘ノ部分ヲ除キ爲シ得ル限り大ナル水抜孔ヲ設クルモノトス。

第三十七條　防舷材

船縁部及同部ト稜角部トノ中間ニ継全長ヲ通ジテ設クルモノトス。

第三十八條　機械臺

主機械圓形風洞ヲ其ノ前後二ヶ所ニ於テ放射状ニ支持スル鋼製構造トシ其ノ上部ヲ機械室

天蓋ニテ支持スルモノトス。其ノ前部ハ肘板ヲ介シテ支持スル固定構造トシ其ノ後部ハ數

本ノ「ターンバツクル」附支持桿ニ依リ自由ニ調節シ得ル構造トス。

第三十九條　後部燃料油「タンク」台

F¹及F²底肋骨上ニ二條ノ「ベニア」製「タンク」受桁板ヲ設ケ之ニ柾樹製縱材ヲ取付ケ其

ノ上ニ「タンク」ヲ置キ鋼板製「バンド」ヲ以テ固縛スルモノトス。「タンク」ノ前後部

ハ二條ノ「ベニア」製肘板ニ依リ其ノ移動ヲ防止スルモノトス。

第四十條 前部燃料油「タンク」台

前條ニ準ズルモノトス

第四十一條 操舵室

天蓋ハ「ベニア」製トシ其ノ上面ニ帆布ヲ張ルモノトス 天蓋側壁ハ之ヲ「コーミング」

ニ螺着シ前後部ハ添材ヲ以テ甲板ニ螺着スルモノトス

床ハ厚サ一五耗ノ杉又ハ松ヲ使用スルモノトス

前面右舷二個ノ固定窓、左舷二個ノ開閉窓（手動雨露拂附）、又兩側ニ各二個ノ固定窓ヲ

附シ且各窓ニ遮蔽幕ヲ設クルモノトス

後部ニ出入口ヲ設ケ之ニ兩開戸ヲ附シ又出入口天蓋ニ扉ヲ設クルモノトス

室上部ニ通氣口一個ヲ設ケ室内部及側壁外面ニ適當ノ手掛リヲ設クルモノトス

室内裝置トシテ前面ニ厚サ一五耗ノ木製棚ヲ設ケ之ニ操舵器及羅針盤ヲ附シ操舵器下方床
上ニ物入ヲ設クルモノトス 又左舷側（無線室前部）ニ海圖台及腰掛ヲ設クルモノトス

第四十二條 指揮所

操舵室後方上部ニ設クルモノトス

遮風板ヲ設ケテ角窓三個ヲ附シ羅針盤手動警笛傳聲管等所要ノ諸設備ヲ完備スルモノトス

第四十三條 機械室天蓋及風洞
圖示ノ如キ鋼製構造トシ之ヲ機艤室「コクミング」ニ取付ケ機艤取出ノ際其ノ後半ヲ取
外シ得ルモノトス

第四十四條 後部「タンク」室天蓋

「タンク」室「コクミング」上ニ設ケ厚サ五桂ノ「ゴムバツキン」ヲ介シテ之ニ螺着ス
ルモノトス 「タンク」修理等ノ際容易ニ之ヲ取墨シ得ル構造トシ出入口（人孔）一個

ヲ設ケ菌型通風器二個ヲ附スルモノトス

第四十五條 館倉庫儀裝

基線上「米〇〇〇」ノ位置ニ「一〇×一〇」「バラ」打床ヲ設ケ舷側ニ「七〇×一五」ノ「ベ
ラ」打内張ヲ附スルモノトス 共ニ杉又ハ松ヲ使用スルモノトス

甲板ニ出入口ヲ設ケ木製梯子ヲ備フルモノトス

第四十六條 兵員室、及兵員室兼前部彈藥庫儀裝

圖示ノ位置ニ木製張詰床ヲ設ケ其ノ兩舷ニ腰掛ヲ又其ノ上部ニ「バラ」打内張ヲ 腰掛下

部ニ物入ヲ設備スルモノトス

兵員室兼彈藥庫ハ之ニ甲板出入口ヲ設ケ木製梯子ヲ備フルモノトス

兵員室E20 隔壁前部ニ清水「タンク」ヲ前後部隔壁ニ扉ヲ設クルモノトス

第四十七條 無線室及ら號室儀裝

基線上六〇〇耗ノ位置ニ木製ノ張詰床ヲ設クルモノトス
無線室ニ無線卓及丸椅子二個ヲラ號室ニラ號計測卓及丸椅子二個ヲ設クルモノトス

第四十八條 機械室儀裝

床ヲ張詰取外式トシ舷側ニ内張ヲ設ケザルモノトス

圖示ノ如ク支柱及甲板出入口二個ヲ設ケ其ノ下部ニ木製梯子ヲ又兩舷側及船體中心線下面ニ適當ニ手掛リヲ設クルモノトス

底部ノ污水溜部ヲ連結スル如ク船底縱通材埋木及肋骨下端ニ通水孔ヲ設クルモノトス

第四十九條 後部彈藥庫儀裝

一二〇×一二〇ノ「バラ」打床ヲ設ケ彈藥箱及爆雷格納ニ必要ナル諸裝置ヲ設クルモノトス
甲板ニ出入口一個ヲ設ケ木製梯子ヲ附スルモノトス

第五十條 操舵裝置

鋼索式操舵裝置トシ甲板上兩舷圖示ノ位置ニ「シープ」大型二個及同小型三個ヲ、操舵室

内ニ「シープ」大型二個ヲ設クルモノトス

鋼索ハ徑一〇耗トシ其ノ後端ヲ舵柄附ノ「ターンバッカル」ニ結合スルモノトス

操舵室兩舷ノ鋼索経路下面ニ木製ノ摺ヲ附シ其ノ上面ニ鋼板製覆ヲ附スルモノトス

舵柄ノ上部ニ木製「バラ」打覆（取外式）ヲ又其ノ附近鋼索経路ニ鋼製摺ヲ設クルモノトス

第五十一條 曲航繫留装置

1 「フェアリーダ」 艉端ニ一個ヲ設クルモノトス

2 繫 留 環 艏部船体中心線上ニ一個ヲ設クルモノトス

3 「クリート」 F9 及 F21 兩舷ニ各一個ヲ設ケ梁ヲ跨キ棒ニ螺着スルモノトス

4 木製「ビット」 F2 隔壁後部船体中心線ニ一個ヲ設クルモノトス

5 檻製トシ九五耗角高サ甲板上ニ五〇耗トス 上端附近ニ鋼板製

檻製トシ下端ヲ五〇耗角トシテ龍骨ニ嵌入シ中間ヲ充
分ニ肉抜キシ之ヲ隔壁上下ノ檻ニ強固ニ螺着スルモノトス

該部甲板ハ下面ニ厚サニ五耗ノ埋木ヲ設ケテ之ヲ補強シ上面ニ
鋸縁ヲ附シテ水密ヲ十分ナラシムルモノトス

6 鋼管製「ビット」 徑七〇耗高サニ〇〇耗鋼管燃接製トシ艤端兩舷ニ各一個ヲ設ク

モノノトス

該部甲板ハ下面ニ所要ノ埋木ヲ設ケテ之ヲ補強スルモノトス

第五十二条

首倉軍、兵備處兼彈藥庫、後即彈藥庫交之於大庫中管領、

船倉庫、兵員室兼彈藥庫、後部彈藥庫及後部燃料油「タンク」室各一個、機械室二二個ヲ設クルモノトス。

第五十三條 通信裝置

指揮所右側ニ之ヲ設タルモノトス

2 傳 聲 管 内 徑 三 五 粋 乃 至 三〇 粋 ハ 「ゴム」 管 製 ト シ 其 ノ 兩 端ニ 筒 附 ツ バ 「ノ 附 シ 左 記 各 室 間 ヲ 連 絡 ス ル モ ハ トス

電氣關係八第七十卷照

指揮所—機械室（機械室後部支柱附近）

卷之三

無線電

卷之三

う號操縱所 う號室

• 661

1640

5 通

信鑑

ス

機械室内遊轉機附近兩舷側ニ各一個ヲ設ケ操舵室內ノ操舵器兩棚下

面ニ同引手各一個ヲ附スルモノトス

中間ハ徑三耗ノ鋼索ヲ以テ連結シ適當ニ「シーグ」ヲ附スルモノトス

操舵室ニ發信器ヲ機關室ニ受信器ヲ設クルモノトス

中間ハ徑三耗ノ鋼索ヲ以テ連結シ適當ニ「シープ」ヲ附スルモノトス

4 「テレグラフ」

第五十四條 通風及明取裝置

1 一五〇 焗通風筒 兵員室兼彈藥庫、兵員室、無線室及ら號室ニ各一個ヲ設クルモノトス

2 一〇〇 焗菌型通風器 兵員室兼彈藥庫ニ一個、ヲ機械室、後部彈藥庫、前部及後部「タンク」室ニ各二個ヲ設クルモノトス

別ニ蓄電池筐ノ排氣筒端ニ一個ヲ增設スルモノトス

3 甲板 明取 兵員室兼彈藥庫、兵員室及ら號室ニ各一個ヲ、無線室ニ二個ヲ又機械室ニ二個ヲ設クルモノトス

甲板明取ハ厚サ一〇耗普通硝子入トシ甲板下目板間ニ幅三〇〇

耗ノ堅材ヲ埋メ之ニ其ノ金物ヲ螺着スルモノトス

第五十五條 甲板儀裝

1 手 摺 甲板上砲側及機械室天蓋兩舷側ニ設クルモノトシ砲側ノモノ

ヲ折倒式トス

2 檻 及 旗 等 操舵室上部及機械室天蓋給氣孔上部ニ設クルモノトス

3 艤 灯 挂 駆端ニ於テ舵柄ノ作動ニ支障無キ位置ニ設クルモノトス

4 鈎 等 格 納 台 艤部甲板上兩舷ニ設クルモノトス

5 救命浮環掛金物 操舵室外壁兩舷ニ設クルモノトス

6 三七耗砲用砲弾藥箱 操舵室左舷ニ設クルモノトス

第五十六條 消火裝置

1 一五〇立泡沫式消火裝置 機械室上部甲板左舷ニ据付ケ内徑三五耗ノ鋼管ヲ甲板下

面ニ沿ヒ機械室主機械前方及后部「タンク」室上方ニ配管シ其ノ端末ニ各二個ノ噴射
口ヲ附スルモノトス

二組ノ配管基部ノ分配 「コック」ニ其ノ配管先ヲ明示セル名札ヲ附スルモノトス

2、氣化式消火装置（四鹽化炭素二〇立入）操舵室階段 右舷側三据付ケ内徑一〇耗ノ钢管
ヲ甲板下縦通材ニ沿ヒ機械室ノ前方隅、主機械上方、後部彈藥庫及後部「タンク」室

上方兩舷並ニ前部「タンク」室ノ上方ニ配管シ其ノ端末ニ各一箇ノ「ノズル」ヲ附

モノトス

容器ノ分配「コック」ニ其ノ配管先ヲ明記セル名札ヲ附スルモノトス

3、手動式消火器 機械室兩舷逆轉機及「クラッチ」附近ニ氣化式消火器（バイリン式

一立入）及泡沫式消火器（薬液一〇立入）各三個ヲ備付クルモノトス

第五十七條 吊上裝置

大廻索式吊上裝置トシ大廻索取付部稜角部ノ補強ヲ特ニ入念ニ施工スルモノトス

第五十八條 塗裝

塗裝面ヲ清潔平坦トシ各材ノ間隙ニ「バテ」ヲ充填シタル後次ノ如ク實施スルモノトス

1外 船側 白綠色油性「ペイント」

船底 木船船底塗料

（「コールタールビツチ」ヲ使用セザルモノトス）

一回塗

二回塗

2甲 板 白綠色油性「ペイント」

一回塗

二回塗

3 甲板上構造物 白緑色油性「ペイント」 二回塗

4 船 内 床板或ハ「チヤイン」以下 錆色「ペイント」 二回塗

床板或ハ「チヤイン」以上 特記スルモノノ外塗装セズ

5 機械室 防火塗料 二回塗

6 油「タンク」室 防火塗料 二回塗

7 彈藥庫 防火塗料 二回塗

8 操舵室、兵員室無線室及ら號室 「クリーム色「ペイント」 二回塗

9 倉 庫 塗装セズ 二回塗

10 甲板機器裝品 白縁色油性「ペイント」 二回塗

(註) 1 防火塗料ハ東京理化學工業株式會社製「マロ」(製品名)又ハ之ト同等

等以上ノモノトス

2 白綠色ノ色相、明度及塗装要領ハ海軍ノ規定ニ準スルモノトス

第二節 機關部

第五十九條 機關部ハ交付セラルル主機關ノ裝備及之力運轉並ニ推進ニ必要ナル諸裝置

トシ以下各條ニ據リ之ヲ施工スルモノトス

第六十條 機關据付

主機關（九七式六五〇馬力航空冷發動機）二基及ビ始動電動機（六馬力）ヲ別圖ニ據リ

据付クルモノトス

主機關据付ト特ニ軸中心ノ正確ヲ期シ冷却用風扇ト風洞トノ間隙ヲ變ヘザル如ク、文振動特

ニ左右兩舷機ノ共振ナキ様留意スルモノトス

第六十一條 推進器

翼面ヲ總磨キトシ「テーバー」ニ取付部ヲ完全ニ摺合セ嚴密ナル釣合試験ヲ實施シタル後

使用スルモノトス

第六十二條 軸系裝置

左舷ニ逆轉機、右舷ニ「クラッチ」ヲ直キ推進軸、船尾管及推進器等ヲ別圖ニ據リ裝置ス

ルモノトス

軸受部ノ嵌合、推進器取付部ノ摺合セラ嚴密ニ實施シ動搖、燒付ノ虞ナカラシムルモノト

ス

推進軸鍔ニ爪型迴轉止メタ附シ右舷機推進軸ニ充電發電機傳動用「ベルト」ヲ裝着スル

モノトス

第六十三條

第六十三條 燃料「タンク」及其他諸「タンク」

燃料「タンク」ハ特ニ燃料ノ漏洩無キモノトシ其ノ内部ニ熔接「スケール」ヲ附着セザルモノトス

其ノ他ノ諸「タンク」モ亦右ニ準ズルモノトス

第六十四條 諸管裝置

諸「タンク」辨、「コック」、接合金物、手動「ポンプ」其ノ他諸管ノ配置取付ヲ別圖ニ據リ實施スルモノトス 但シ管ハ官ノ承認ヲ受ケ指定ノ寸法以上ノ内徑ノモノヲ使用スルコトヲ得

配管實施上特ニ左ノ諸項ニ注意スルモノトス

1 燃料「タンク」ハ其ノ取入管ヲ直線ナラシムルコト

2 諸管型取リハ務メテ直線部ヲ大ニシ着脱ヲ容易ニシ且ツ上下錯綜セザル如ク實施スルコト

3 燃料「タンク」ヨリ集合「タンク」ニ至ル管ハ若干ノ可撓性ヲ附與スル如ク其ノ中間ニ緩ナル半圓形部ヲ設置スルコト

4 諸管接口及ビ管ノ彎曲部等ハ工作中内面ヲ絞ラザル如ク注意施工スルコト

5. 油料及滑油系統配管内面ニハ「砂吹付ケ」ヲ實施シ又ハ針金刷子ニ依リ充分ニ其ノ

内面ヲ研磨スルコト

6. 管長大ナルモノニハ堅固ナル振レ止メヲ附シ機關操縦者ノ附近ニ在ル滑油管ノ取付

ヲ特ニ強固ニ實施スルコト

第六十五條 機關操縦裝置

機關室ニ設ケ「ガスレバ」、諸計器類等ヲ指定ノ位置ニ取付クルモノトス

第三節 電氣部

第六十六條 電氣部ハ電源、及始動、照明及通信連絡各裝置ニ分ケ以下各條ニ據リ之ヲ施工

スルモノトス

第六十七條 電源裝置

右舷機ヨリ「ベルト」ニ依リ傳動セラルル發電機（三〇V^(W)）一基及機械室内ニ裝備

セル蓄電池（三〇V 一八〇AH）一組ヨリ成リ配電盤ニ於テ所要ノ接續ヲ實施スルモノトス

別ニ無線機電源及ら號裝置電源トシテ各二四V蓄電池ヲ各相當室内ニ裝備スルモノトス

第六十八條 始動裝置

各主機關ニ始動電動機（二四V六hp）各一基ヲ裝備シ必要ナル諸部品ヲ設備スルモノトス

第六十九條 照明裝置

灯具（航海灯ヲ含ム）ノ員數ヲ左表ノ通りトシ之ヲ別圖指定ノ位置ニ取付ケ操舵室ニ裝備セル「スイッチ」筐ヨリ所要ノ配線ヲ實施スルモノトス
投光器以外ノ電球ハ挿込口金ヲ有スルニ四V三二V一〇燭光ヲ用ルモノトス

灯具類ニ「ゴムクツシヨン」ヲ挿入スルモノトス

品目	員數	品目	員數
室內灯	八	水防接續座	七
舷燈	二	檣燈	一
碇泊燈	一	艇尾燈	一
投光器	一		

第七十條 通信連絡裝置

左記系統ノ裝置ヲ別圖指定ノ位置ニ取付ケルモノトス

1 速力通信器二組

操舵室 → 機械室（警報器一隻附）

取付ニ「ゴムクリップ」ヲ使用スルヲ要ス

2 警報指令並ニ呼出装置

爆雷手位置 警報器一

標示灯一

押鉗一

指揮所

警報器一

兵員室（警報器一）

標示灯一

無無室（〃）

機械室

（押鉗一）

3 點滅信號灯

三六〇度回轉式トン把持位置ニ適當ナル角度指示標識ヲ書き押鉗一個ヲ設備スルモノ

トス

第七十一條 無線遮蔽装置

發電機主回路ニ二號濾波器、發電機界磁回路及警報器回路ニ一號濾波器ヲ合機器端子ニ接シテ裝備スルモノトス

濾板器筐体並ニ電線ノ「シールド」ヲ接地スルモノトス
接地ハ直接海水ト接スル金屬部ニ「ハンダ」付スルモノトス

第七十二條 配線工事

電線ハ別圖面指定ノモノヲ使用スルモノトス
但シ官ノ承認ヲ受ケ指定以外ノ電線ヲ使用スルコトヲ得

配線ハ爲シ得ル限り船体構造部ヲ利用シテ之ヲ實施シ止ムヲ得ザル箇所ニ導板ヲ附スルモノトス

配線ハ水滴、油滴ノ浸入防止、點檢修理ノ便利、外傷防止等ニ注意施工スルモノトス
燃料タンク室内及甲板上或ハ床下等水ニ浸アル、虞澤ル箇所ノ電線ハ之ヲ「バイブ」工事トシ「バイブ」ノ完全ニ接地スルモノトス

隔壁貫通部ハ特ニ氣密ニ注意施工スルモノトス

第四節 兵装

第七十三條 兵裝工事ハ左ノ通り之ヲ實施スルモノトス

4 其ノ他必要アル場合

第七十五條 部品検査ハ左記ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

- 1 燃料及潤滑油「タンク」 100t 一 t /²糧ニテ 10分間 ノ氣壓試験
- 2 其ノ他ノ諸「タンク」 100t 五 t /²糧ニテ 10分間 ノ氣壓試験
- 3 諸管類一水壓一 100t /²糧又ハ 100t 五 t /²糧ノ氣壓試験

第七十六條 組立工事中検査ハ左記ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

- 1 現圖検査
- 2 型板検査
- 3 組立部材検査
- 4 肋骨^延揄検査
- 5 外板張終検査
- 6 水密水漲検査一試験壓力一 100t /²糧ノ放水検査
- 7 艇体完成検査
- 8 機關纏裝検査

第七十七條 裁工検査ハ本艇竣工後之ヲ實施シ三〇分以上ノ繫留運轉ノ後一時間以上ノ航

1 三七粧舟艇砲及二〇粧高射機關砲据付

砲床取付工事ヲ實施スルモノトス

2 煙雷投下器取付

指定ノ位置ニ取付ケ所要ノ補強ヲ實施スルモノトス

3 艦内儀表及架台取付ヲ實施スルモノトス

4 艦内儀表及架台取付ヲ實施スルモノトス

5 艦内儀表及架台取付ヲ實施スルモノトス

6 無線装置

船艇無線機甲取付ニ要スル諸設備ヲ實施スルモノトス

7 無線機ノ取付ハ官ノ指示ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

第四章 檢査

第七十四條 檢査ハ検査官立會下ニ左記上付之ヲ實施スルモノトス

1 部品検査

2 組立工事中検査

3 竣工検査

走運轉ヲ行ヒ且ツ發電機ヲ三〇分以上連轉シテ各部ノ狀態ヲ檢スルモノトス

第七十八條 檢查終了後速カニ検査成績表ヲ提出スルモノトス

第五章 其他

第七十九條 官ノ承認ヲ受クルコトナク變更ヲ行ヒタル場合ハ竣工後ニ於テモ異議ナク當修正ニ應ズルモノトス

附表第一

四式二型驅逐艇機裝品明細表

部 分 區	操 舵 裝 置	操 舵 輪	舵 柄	轉 承 金 物	一 個	數 量	描 要
航 曳	操 舵 索	操 舵 索	操 舵 索	操 舵 索	一 組		
繫 船 柱 一 個	索 導 金 物 (ア エ ア リ ー タ ー)	操 舵 索 舵 索 索	同 右 右 右	操 舵 索 用 〔タ ン バ ツ ク ル〕	六 六 六 六	個 個 個 個	描 要
	繫留環 (リ ン グ ブ レ ト)						
	一 個	一 個	一 個	一 本	一 〇	一 〇	一 〇
				鋼索徑 一〇	耗長 三五米		

部		船體				繫留裝置		船柱		繫船柱帶(ビットバンド)		一 個		木製「ビット」用	
置 裝 信 通		蓋及扉口出入				操舵室		人孔		右側		木製二三五×三〇〇(兩開キ)		七五粧(大發動継ノモノニ同ジ)	
隔壁出入口		甲板出入口		隔壁出入口		傳聲管		同右附屬金具		右側		木製六〇〇×六〇〇		鋼製六〇〇×六〇〇	
同右用	同右用	手動信通	手動信通	同右用	同右用	テレグラフ	テレグラフ	同右	同右	同右	同右	木製六〇〇×二一〇〇及六〇〇×一〇〇〇	木製六〇〇×二一〇〇及六〇〇×一〇〇〇	木製六〇〇×二一〇〇及六〇〇×一〇〇〇	木製六〇〇×二一〇〇及六〇〇×一〇〇〇
鋼索	鋼索	引手付	引手付	横二〇個	横二〇個	藤岡船用品製作所製モノ	藤岡船用品製作所製モノ	一組	一組	一組	一組	三五粧ゴム管長計三〇米	三五粧ゴム管長計三〇米	三五粧ゴム管長計三〇米	三五粧ゴム管長計三〇米
二本	二本	二式	二式	二組	二組	市販品	市販品	一	一	一	一	一八米	一八米	一八米	一八米

船體部

操		裝板儀甲		置裝取明及風通	
海	羅	一〇〇耗菌型通風器	一五〇耗通風筒	四組	一〇組
國	針	甲板明取用	甲板	八個	徑一五〇耗
台	盤	右（通風筒用）	同	八個	鋸板製
一	個	手標	防舷	一個	徑一五〇耗
		燈	信號及揚旗索物	式	マニラ徑一六耗長計一八米付
		掛	鈎竿及同格納金具	七本	マニラ索製
			救命浮環掛金具	五本	白綿索徑一〇耗長四五米
			爆雷吊揚裝置	一個	適宜ノモノ
			前檣及後檣	二組	
			砲側彈藥箱	二組	
			起錨用「ローラ」	各一式	
				一式	
				一個	三七耗砲用
				一個	航空一號羅針盤

2

1656

19

部		船室裝置指揮所儀表及室線室 及室線室無類	腰	掛	一 個	丸型徑三〇〇純
手	動	雨露拂ヒ	物	入	一 個	
角	同右邊廠幕	通氣板	口	二	個	
羅	針	羅盤	一	個	六	個
踏	風	板	一	個	強化ガラス三五〇×四五〇	
天	蓋	台	一	式	六	組
角	犀	三式	一	式	強化ガラス三〇〇×四五〇	
無	裝備	強化ガラス三〇〇×四五〇				
線	計測					
裝	室腰掛					
置	室腰掛					
及	室腰掛					
室	室腰掛					
無	類					
類						
子	六組					
梯	兵員室腰掛	丸型徑三〇〇純				
梯	兵員室腰掛					
梯	兵員室腰掛					
梯	兵員室腰掛					
梯	兵員室腰掛					
梯	兵員室腰掛					

機		船體部											
		消火裝置索貝類											
主機	輔機	救生索	投索	合索	泡沫式手動消防器	化氣式手動消防器	二〇立氣化式泡沫式手動消防器	一五〇立氣化式泡沫式手動消防器	電池納裝置	蓄電料水箱	バラ打敷板	敷板	機械室腰掛
ク	ラ	ツ	チ	一組	一基	一本	一本	一本	一 マニラ 綱二 六 耗長各 二〇米	白綿索 徑六 絃長一 五米 (砂袋附)	一 個 同右	二〇〇立入	一式

類		タ		譜		品		機		器		計	
潤滑油循環	ク	潤滑油循環	ク	燃料油タンク	ク	前部燃料油タンク	ク	後部燃料油タンク	ク	燃料油管漏油溜タンク	ク	吸入口	同
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	入圧力	轉計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	筒温	溫計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	燃壓	溫計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	燃料注油ポンプ	油壓計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	動力發電機	油壓計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	齒輪	油壓計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	燃料油管	油壓計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	始動發電機	油壓計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	燃科注油ポンプ	油壓計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	車	油壓計
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	一組	二組
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	一個	二個
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	九五〇立入	九五〇立入
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	五立入	五立入
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	一六〇立入油面計附	一六〇立入油面計附
"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	"	ク	四〇立入	四〇立入

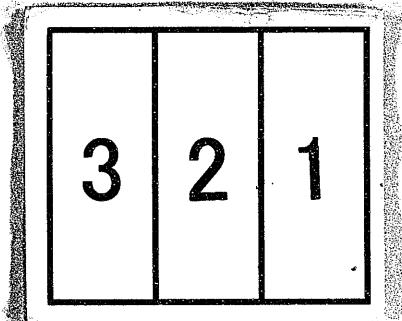
1660

氣部

諸管弁及ビ「コツク」類	一式		
蓄電池	二個	一一V一六〇AH	
充電器	一基	DC三〇V一kw	
配電盤	一面	D〇二四V六〇P	
蓄電池	二基	二四V六〇〇A一分間(戰車自動車用)	
始動機	一臺	二四V六〇〇A一分間(戰車自動車用)	
始動器	二個	市販品	
双極電池	一個	二〇A市販品	
スイッチ	一個	八個	
室内	一個	二四V一〇D電球付	
弦	一個	"	
碇	一個	"	
艇	一個	"	
橋	一個	"	
標示	二個	"	
滅信號	一個	"	
光器	一個	二四V三〇〇W電球付	

1661

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A3版以上ため
文書等名	駆逐艇第ニ型式 属品予備品表
	上記のとおり分割撮影したことを証明する。

附表第二

1664 1663 1662

區分	品目	備品	錫	一個	七五冠	數量	摘要	要
船體	溫度計	方	機關室	海圖	羅盤	一枚	綿布代用品ニテ適宜ノモノ	
	水溫計	方	被	用具	一組	「コンバスク」、大型三角定規一組（市販品）		
船體	方位計	方	被	浮標	索具	一條	マニラ索径三二耗長一五米	
	航向計	方	羅盤	環	索具	二個	・儀表材料ノモノニ同ジ	
船體	救生索	方	旗	命旗	索具	一枚	六〇×八〇糸程度ノモノ（市販品）	
	移動防護物	方	物	浮標	索具	六個	マニラ索	
船體	滑油計尺	方	計尺	燃料補給用ポンプ	一箇	ホーブ三附（市販品）		
	吊具	方	工具	木工工具	工具	一組	圖面通り	
機氣電用	消火装置用被	方	瓦斯容器	炭酸瓦斯導入管	一	五	三百〇耗兩齒鋸、荒かんな、十二耗厚のみ 二十四耗厚のみ、入植各一	
	小刀	方	刀	二〇〇耗半丸やすり中目	一	三	五百液体炭酸瓦斯入泡沫式消火装置用	
機氣電用	移動燈	方	灯	ねじ廻二號六短	一	二	二耗液体炭酸瓦斯入氣化式消火装置用	
	船用刀	方	刀	同右八長	一	一	泡沫式消火装置用	
機氣電用	軸系回轉用スパンナ	方	刀	一八〇耗自在スパンナ	一	五箇	圖面ニ準ズルモノ（市販品）	
	推進器引拔用具	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
機氣電用	片口スパンナ	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
	雨日スパンナ	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
機氣電用	同石	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
	同石	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
機氣電用	一八メートル	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
	一九メートル	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
機氣電用	二三メートル	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
	二四メートル	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
機氣電用	火栓スパンナ	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
	一〇〇耗片口自在スパンナ	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	
機氣電用	一〇耗スパンドルル	方	工具	同右八長	一	二	圖面通り	

模	火	一八個	「バツキン」共
氣	電	予備	
投光器用電球	點磁石	發電機	一個
同右(一五〇A)	溫計用電球	導刷子	一本
同右(一五〇A)	電盤標示電球	同四個	九極三型トス
同右(一五〇A)	速力通信鑑用電球	同三個	
同右(一五〇A)	〔ユーズ〕簡(五〇A)	六個	配電盤用
同右(一五〇A)	〔ユーズ〕(五〇A)	同右	
同右(一五〇A)	○五個	同右	
同右(一五〇A)	配電盤用		
三個			

